

### 第3 具体的な見直しの方向

#### I 適用範囲

##### 1 労災保険の適用範囲

(略)

##### 2 雇用保険の適用範囲

###### (1) 総論

- 現行制度では、船員保険においては、船員法で規定する船員を被保険者と  
する一方、雇用保険においては、船員保険の被保険者を適用除外としている。
- 船員保険の失業部門の雇用保険への統合に伴い、これまで船員保険の被保  
険者のうち失業部門が適用されていた船員について、適用されなくなる者が  
生ずることは社会保障の後退となりかねないことから、これらの者について  
は全て雇用保険の適用対象とすべきである。
- また、雇用保険への統合に伴い、船員に関する雇用保険の適用範囲につい  
ては、船員労働の特殊性等も考慮し、必要に応じて特例を設ける取扱いとす  
べきである。

###### (2) 各論

(適用除外)

- 現行の船員保険においては、船員法に規定する船員で船舶所有者に使用さ  
れる者は全て被保険者となっている。しかしながら、船員保険の失業部門に  
ついては、主に次に掲げる者は適用除外とされており、失業等給付及び保険  
料の徴収がなされていないところである。
  - ① 2月以内の期間を定めて使用される者
  - ② 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者
  - ③ 特定種類の漁船以外の漁船に乗り組むために使用される者のうち、1年  
を通じて使用される者等以外の者
  - ④ 60歳到達日以後使用される者(60歳到達日の前日から引き続き使用  
される者を除く。)

- 船員保険の失業部門を雇用保険に統合し、仮に雇用保険の適用除外と同範囲について適用除外とすることとした場合には、今まで船員保険の適用除外となっていた、
  - ア 「①2月以内の期間を定めて使用される者」のうち、フルタイム労働者（短時間就労者でない労働者をいう。以下同じ。）、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者
  - イ 「③特定種類の漁船以外の漁船に乗り組むために使用される者のうち、1年を通じて使用される者等以外の者」のうち、フルタイム労働者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者
  - ウ 「④60歳到達日以後使用される者（60歳到達日の前日から引き続き使用される者を除く。）」のうち、雇用保険の適用要件を満たす者が新たに適用となることとなる。

<アについて>

- 「①2月以内の期間を定めて使用される者」については、一般の労働者と異なる取扱いとする特段の理由もないことから、雇用保険への統合後においては、特段の例外措置は設けないこととするべきである。

<イについて>

- 「③特定種類の漁船以外の漁船に乗り組むために使用される者のうち、1年を通じて使用される者等以外の者」については、漁船によっては年間稼働でないため1年のうち一定期間就労しないことを前提とした賃金の水準となっていることから、これまで適用除外としていることを踏まえ、雇用保険への統合後においても、同様の取扱いとすべきである。

<ウについて>

- 船員保険の失業部門においては、60歳以上は原則適用除外とし、60歳前より引き続き雇用される者を高齢継続被保険者としている。一方、雇用保険においては、65歳以上を原則適用除外とし、65歳前より引き続き雇用される者を高年齢継続被保険者としている。
- 雇用保険への統合に当たっては、高齢化が進む船員の現状等に鑑みると、船員についても一般の労働者の取扱いに合わせる事が適当であり、ウに該当する者については雇用保険を適用することとすべきである。（詳細についてはⅢの2の(2)で後述。）

（FOC（便宜置籍）船に乗り組む日本人船員）

- FOC船に乗り組む日本人船員については、地方運輸局において船員法の

規定による予備船員として認定を行うことにより、船員保険の被保険者としている。

また、船員職業安定法の規定により外国船舶に派遣される派遣船員は予備船員と、船員派遣元事業主を船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、船員保険法の適用の対象としている。

- 一方、外国で就労する者に対する雇用保険の取扱いは、
  - ・ 労働者が、日本国の領域外に出張して就労する場合
  - ・ 労働者が、日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合
  - ・ 労働者が、日本国の領域外にある他の事業主の事業に出向し、雇用された場合には、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している場合については、被保険者となる。

- したがって、雇用保険への統合後においても、FOC船に乗り組む日本人船員については、日本法人との雇用関係が継続している場合には、これまでと同様に被保険者となる。

また、船員職業安定法の規定により外国船舶に派遣される派遣船員で予備船員とみなされた者については、これまで船員保険の強制適用の被保険者であったことを踏まえ、雇用保険の強制適用の対象とすべきである。

(マルシップに乗り組む日本人船員)

- マルシップに乗り組む日本人船員については、船員法で規定する船員であり、雇用主である船舶所有者は、原則、日本法人である。

日本法人と雇用契約を締結し、給料等が当該法人等から支給され、マルシップに乗り組むため地方運輸局へ雇入契約の届出がなされている日本人船員については、船員保険の被保険者となることとされている。しかし、雇用主である船舶所有者が外国法人となる場合は、本来であれば船員保険の被保険者となるべき者であるが、雇用主である船舶所有者が外国法人であることから、適用とされていない。

- 一方、外国で就労する者に対する雇用保険の取扱いは、
  - ・ 労働者が、日本国の領域外に出張して就労する場合
  - ・ 労働者が、日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合
  - ・ 労働者が、日本国の領域外にある他の事業主の事業に出向し、雇用された場合には、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している場合については、被保険者となることとしている。

- したがって、雇用保険への統合後においても、マルシップに乗り組む日本人船員については、日本法人との雇用関係が継続している場合には、これまでと同様被保険者となる。

(事業主と同居する親族)

- 同居の親族のみを使用する船舶(家族船)については、船員法の労働関係規定の適用対象とならないことから、船舶所有者及び同居する親族については船員保険の被保険者とはしていない。ただし、同居の親族以外の者が乗り組む場合には、同居の家族船員(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含めて、すべての乗り組む者に対して船員法が全面的に適用され、船員保険の被保険者となる。

- 雇用保険においても、同居の親族のみを使用する事業の事業主と同居している親族については、雇用保険の被保険者とはならない取扱いであり、当該事業については雇用保険の適用事業とはならない。ただし、同居の親族以外の者も雇用される事業においては、同居の親族(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含め、雇用保険の被保険者となり、その事業は雇用保険の適用事業となる。

したがって、事業主と同居する親族の取扱いについては、船員保険と雇用保険とで違いはないことから、雇用保険への統合後においても、現行の船員保険の取扱いと同様となる。

(5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員)

- 船員保険においては、船員を1人でも使用する船舶所有者は適用対象となっている。
- 一方、雇用保険においては、農林水産の事業で常時5人未満の労働者を雇用する個人事業については暫定任意適用事業とされ、使用されている労働者の2分の1以上の希望がなければ必ずしも加入申請しなくてもよいこととなっている。
- これまで船員保険において強制適用の対象とされてきた船員に関し、雇用保険への統合後に適用されなくなる者が生ずることを避けるため、5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員に係る事業については、強制適用の対象とすべきである。

## II 徴収

- 現行制度においては、船員保険の保険料賦課の基礎となる標準報酬月額は、下限の第1等級（9万8千円）から上限の第39等級（98万円）までとなっている。一方、雇用保険及び労災保険の保険料賦課の対象は賃金総額であり、上下限は定められていない。
- 標準報酬月額の等級については、等級の分布に大きなバラツキがあり、最高等級及び最低等級については、その上下の等級と比べて多くの被保険者が該当していることから、負担能力に応じた保険料負担となるよう、健康保険法等の一部を改正する法律により、等級の下限の第1等級の下及び上限の第39等級の上に、それぞれ4等級追加する改正（下限5.8万円、上限121万円）が行われた。併せて賞与についても、1月200万円までを上限として保険料負担を求めていたところであるが、負担の公平の観点から、年間540万円を上限とすることとされた（平成19年4月施行）。この改正により、賃金総額を保険料賦課の対象とする労災保険及び雇用保険の徴収方式により近い取扱いとなったところである。
- この改正の趣旨を踏まえ、労災保険及び雇用保険への統合後は、賃金総額に保険料を賦課している一般労働者との均衡を考慮し、賃金総額を保険料賦課の基礎とすることが適当である。

## III 給付

### 1 労災保険の給付

（略）

### 2 雇用保険の給付

#### (1) 総論

- 現在でも、船員保険の失業部門の給付については、雇用保険の給付と同様の水準となっていることから、雇用保険への統合後は、船員に対する給付は雇用保険からの給付のみとなり、新船員保険からの給付は行われなくなることとなる。
- 船員保険の失業保険金等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎

としてその支給額を決定しているところであるが、雇用保険への統合後は、一般労働者との均衡を考慮し、雇用保険で用いられている賃金日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。

- ただし、賃金日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、失業等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。

## (2) 各論

(高齢である船員に係る給付)

- 現在、船員保険においては、60歳以上は原則適用除外とし、60歳前より引き続き雇用される者を高齢継続被保険者としている。一方、雇用保険においては、65歳以上を原則適用除外とし、65歳前より引き続き雇用される者を高年齢継続被保険者としている。
- これに伴い、以下の給付の支給対象年齢が異なる取扱いとされている。
  - ・ 求職者給付金（船員保険：60歳まで、雇用保険：65歳まで）
  - ・ 高齢求職者給付金（船員保険：60歳以上、雇用保険：65歳以上）
  - ・ 高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金（船員保険：55～59歳、雇用保険：60～64歳）
- また、保険料負担については、以下のような取扱いとされている。
  - ・ 船員保険：60歳まで（雇用が継続していれば60歳を超えて負担）
  - ・ 雇用保険：64歳まで（4月1日時点）
- 高齢化が進む船員の現状等に鑑み、雇用保険への統合後は、船員についても一般の労働者の取扱いに合わせるべきである。これにより、高齢である船員に対して現在よりも手厚い給付が行われることになる。

【一般の労働者の取扱いに合わせることのメリット】

- ・ 65歳まで、高年齢求職者給付よりも手厚い通常の求職者給付金を受給できる。
- ・ 60歳以降65歳になるまでの間、賃金が60歳時点等の場合と比較して低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を受給できる。
- ・ 64歳以上は、保険料を負担する必要がない。

【一般の労働者の取扱いに合わせることのデメリット】

- ・ 55歳以降60歳になるまでの間、賃金が55歳時点等の場合と比較して低下した場合であっても、高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を受給できない。
- ・ 60歳到達以後に雇用が途切れた場合であっても、再度働き出した場合には、そのとき以降64歳になるまで、保険料を負担する必要がある。

- 高齢の船員に係る雇用安定のための施策については、労使の意見を踏まえた上で、必要に応じ国土交通省が厚生労働省と連携して検討を行うことが適当である。

(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者)

- 現行の船員保険の失業部門の適用を受ける被保険者については、短期雇用特例被保険者の区分に該当する者は極めて少数であると考えられるが、雇用保険の適用対象として取扱われることを前提に船員以外の労働者に係る負担と給付との均衡を図るため、特段の例外措置は設けないこととするのが適当である。なお、現行の船員保険の失業部門の適用を受ける被保険者であって日雇労働被保険者の区分に該当するものは存在しないと考えられる。

(常用就職支度手当・移転費)

- 雇用保険の常用就職支度手当は、船員保険にはない給付であるが、船員について排除する理由もないため、給付の対象とすべきである。また、雇用保険の移転費については、同様の給付を船員保険の福祉事業として行っているが、雇用保険の移転費の失業等給付の総額に占める割合はわずかであり、船員のみ福祉事業として使用者負担で実施すべき理由もないと考えられることから、船員も給付の対象とすべきである。

(被保険者期間が1年未満の場合の失業保険金)

- 被保険者期間が1年未満の場合、船員保険の失業保険金の給付日数は50日(就職困難者は110日)である一方、雇用保険の基本手当の給付日数は90日(就職困難者は150日)となっている。船員について異なる取扱いとする理由がないこと等から、今後は、雇用保険の取扱いに合わせるべきである。

### 3 新船員保険の職務外疾病部門の給付

(略)

### 4 新船員保険の職務上特別給付部門の給付

(略)

## IV 福祉事業

船員保険の福祉事業については、労災保険における労働福祉事業及び雇用保険における雇用安定事業等との整合性を図ることを基本とし、労働福祉事業又は雇用安定事業等の枠組みで実施することができる事業については、それぞれの事業として実施することが適当である。その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。また、これら以外の事業については、事業内容を精査した上で、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。

### 1 労災保険の労働福祉事業

(略)

### 2 雇用保険の雇用安定事業等

- 雇用安定事業等においては、失業等給付の附帯事業として、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に関する事業を実施しているが、統合後は船員についても雇用保険の対象となることから、船員に関しても雇用安定事業等の対象とすることが適当である。

(船員雇用安定事業の実施)

- 現在、船員保険の福祉事業として、日本船員福利雇用促進センター（SEC OJ）※において、船員の職業及び生活の安定のため、雇用促進等事業が実施されている。一方、雇用保険においては、失業等給付の事業に資することを目的として、雇用安定事業等として、同様の事業が行われている。

※ 日本船員福利雇用促進センターは「船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）」に基づき、船員の雇用の促進等を図ることを目的に指定された団体である。

- 雇用保険への統合後は、これらの事業について、当該事業の性格及び雇用安定事業等の趣旨を踏まえ、雇用安定事業等として対応することが適当である。

(移転費の支給及び就職促進手当の支給)

- 船員保険の福祉事業として実施していた移転費の支給については、雇用保険における移転費と同様のものであることから、統合後は雇用保険において支給



することが適当である。また、同事業で実施していた就職促進手当の支給については、平成3年度以降支給実績がないことから廃止することが適当である。

### 3 新船員保険の福祉事業

(略)

## V 運営主体

### 1 新船員保険

(略)

### 2 労災保険及び雇用保険に係る地方運輸局の業務

(労働災害の予防と補償の連携の確保)

○ 労働基準法や船員法に基づく労働基準に係る船舶所有者の監督業務は、労働災害の予防としての役割も果たしているが、これについては、現行どおり国土交通大臣及び船員労務官が実施することとする。あわせて、労働災害の予防と補償を一体的に行う必要性を考慮し、労働災害の予防を所掌する国土交通省と労働災害の補償を所掌する厚生労働省との間に船舶所有者又は船員に対する指導の要請などの連携規定を設けることとする。

○ 船員法の適用を受ける船員に関する未払賃金立替払事業については、労災保険統合後は、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とするが、未払賃金立替払事業のうち、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等については、現行どおり地方運輸局長が行うこととする。あわせて、事業の適正な運営を確保するため、監督機関からの本来的な使用者責任の追及を所掌する国土交通省と立替払金の支払、不正受給に係る返還命令及び債権管理業務を所掌する厚生労働省との間に、事業の適正化のための措置の要請などの連携規定を設けることとする。

(失業認定業務の実施体制)

○ 求職者給付の前提となる失業認定については、現在、地方運輸局及び公共職業安定所が認定機関となっている。これは、船員関連の求職への対応を地方運輸局で行う一方、その他の求職への対応を公共職業安定所で行っていることによるものである。

今後も、現行どおり、船員関連の求職活動を希望している場合には、地方運輸局において認定・紹介業務を一元的に行えるようにすることが適当である。なお、現在、地方社会保険事務局及び社会保険事務所が船員保険の被保険者資格の得喪業務を行っているが、今後は、雇用保険の被保険者資格の得喪業務として公共職業安定所が行うことが適当である。

## VI 費用負担

### 1 労災保険の保険料

(略)

### 2 雇用保険の保険料及び国庫負担

(保険料)

- 現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、雇用保険料率については、一般の事業と同等に取り扱うこととすべきである。

(国庫負担)

- 現在、船員保険の失業部門に係る国庫負担割合については、雇用保険の国庫負担割合と同率となっている。船員保険の失業部門を統合した後は、雇用保険の取扱いに合わせる事となる。

(船員保険の特別失業保険料)

- 現在、船員保険においては、船舶所有者の都合による離職割合が高い船舶所有者に対し、保険給付に係る費用負担との均衡を図るため、特別失業保険料（1%から5%の範囲内）を賦課している。雇用保険においては、このような制度はなく、また、船舶所有者のみ特別保険料率を賦課する理由がないため、廃止される事となる。

### 3 新船員保険の保険料及び国庫負担

(略)

## VII 施行時期及び経過措置等

### 1 主な改正の施行時期

- (1) 平成19年度に施行予定のもの  
雇用保険法の見直しに併せて、平成19年度に以下の見直しについて施行することとすべきである。
  - ・ 失業部門に係る保険料率の見直し
  - ・ 失業部門に係る国庫負担の見直し
- (2) 平成22年度までに施行予定のもの  
以下の現行の船員保険制度の見直し、新船員保険制度への移行に伴う措置については、平成22年度までに施行することとすべきである。
  - ・ 職務上疾病・年金部門の労災保険への統合
  - ・ 失業部門の雇用保険への統合
  - ・ 船員保険の運営主体の見直し

### 2 経過措置

#### (1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

(職務上年金部門の移換金)

(略)

(失業部門の移換金)

- 雇用保険への統合後に船員に対する給付を行うに当たっては、統合前に受給資格決定した者に対する給付を引き継ぐこと、過去の被保険者期間を通算した形で給付を行うこと等を考慮する必要がある。
- こうした点を踏まえると、少なくとも統合する年度に係る船員に対する給付費については、従来の雇用保険の加入者が責任を負うべき部分は少ないため、例えば、少なくとも失業部門の給付費の1年分程度の水準は、移換金として労働保険特別会計に承継することが必要である。
- なお、具体的な移換の額については、施行に向けた準備を行う時点で確定することが必要である。

(2) 職務上疾病部門・年金部門の移行期間に係る支給決定及び支払事務

(職務上疾病部門)

(略)

(職務上年金部門)

(略)

(失業部門)

- 施行日前に支給が開始された船員保険の失業等給付に係る失業の認定・支給等については、これまでどおり地方運輸局及び公共職業安定所において行うことが適当である。当該給付に関して、施行日以後に行われた地方運輸局及び公共職業安定所による失業の認定・支給等については、船員保険の失業等給付について行われたものとみなすことが適当である。

(3) 雇用保険への統合に伴う被保険者期間の通算

- 雇用保険への統合に当たっては、船員保険の被保険者であった期間も雇用保険の被保険者期間に通算させることが適当であるため、失業部門を雇用保険制度に統合することに伴って施行日より雇用保険の被保険者となった者については、失業部門の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなすべきである。

(4) 雇用保険の適用除外とする年齢の引上げ

- 船員保険の失業部門においては、60歳以上は原則適用除外とし、60歳前より引き続き雇用される者を高齢継続被保険者としている。一方、雇用保険においては、65歳以上を原則適用除外とし、65歳前より引き続き雇用される者を高年齢継続被保険者としている。
- 船員保険の失業部門と雇用保険制度との統合に伴い、船員についても適用除外とする年齢を原則65歳以上とする。その経過措置として、適用除外とする年齢を段階的に引き上げる必要がある。

(5) 船員保険の運営主体の見直し

(略)

(6) 不服審査

- 施行日以後に、改正前の船員保険法の規定に基づいて行った職務上疾病・年金部門及び失業部門に係る処分についての審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適当である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。

## 船員保険事業運営懇談会参集者名簿

### 公益委員

- ◎岩 村 正 彦（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
○野 川 忍（東京学芸大学教育学部教授）  
西 村 万里子（明治学院大学法学部政治学科教授）

### 被保険者側委員

- 三 宅 隆（全日本海員組合 企画室担当中央執行委員）  
【第4回まで 藤 澤 洋 二（全日本海員組合 副組合長）】  
大 内 教 正（全日本海員組合 副組合長）  
三 尾 勝（全日本海員組合 国内局長）  
清 水 保（全日本海員組合 企画室長代行）  
木 村 裕 士（日本労働組合総連合会 総合政策局長）

### 船舶所有者側委員

- 江 口 光 三（社団法人日本船主協会 労政委員会委員）  
中 村 清 次（社団法人日本旅客船協会 副会長）  
【第1回まで 谷 口 征 三（社団法人日本旅客船協会 副会長）】  
三 木 孝 幸（日本内航海運組合総連合会 総務・財務委員会委員）  
小 坂 智 規（社団法人大日本水産会 常務理事）  
遠 藤 寿 行（社団法人日本経済団体連合会経済第三本部副本部長）  
【第1回まで 松 井 博 志（社団法人日本経済団体連合会国民生活本部長）】

（◎：座長 ○：座長代理）

注）前任者の役職は当時のもの